

# 守山市交通網充実検討業務仕様書

## 1 業務名

守山市交通網充実検討業務

## 2 適用範囲

本仕様書は、守山市（以下「発注者」という）が実施する守山市交通網充実検討業務（以下「本業務」という）に適用するものであり、請負者（以下「受注者」という）が本業務を実施するにあたり必要な基本的事項を定めたものである。

## 3 業務の趣旨・目的

本市では、地域公共交通の基軸として路線バスを位置づけ、その補完としてデマンド乗合交通「もーりーカー」を運行している中、運転手不足等を要因とした路線バスの減便が発生しており、事業者からは今後も厳しい状況が継続すると聞き及んでいる。

そのことから、守山市地域公共交通計画に基づき、令和7年9月に交通施策の軸として定めた4本の柱の一つである「交通網形成・充実」において、「バス路線全体を見直し、最適化を図る」ための施策の検討を進めていくこととしている。

本業務では、上記を踏まえる中、路線バスの利用状況等の調査分析に基づき、実現性があり、持続可能かつ効果的な施策および自家用車等から公共交通利用への行動変容の促進につながるような施策を展開することにより、持続可能な公共交通を形成・充実させることを目的とする。

## 4 履行期間

令和8年契約締結日から令和9年2月5日まで

※ 本事業については、国土交通省所管「令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の「交通空白」解消タイプ」の補助金を活用予定であるため、当該補助金の要件に則り、交付決定後の契約締結とする。

## 5 履行場所

守山市内

## 6 業務内容

上記の目的達成に向け、バス路線の最適化、新たな交通モードの導入、もーりーカーの制度見直し、交通結節点での乗り継ぎ（モビリティ・ハブ）等を軸として、本市に最適な交通網を総合的に提案することを主たる業務内容とする。なお、提案にあたっては、客観的なデータに基づき、その施策の有効性、実現可能性、持続可能性等を明確にすること。

具体的な業務については、下記を基本とする。ただし、必要に応じて、発注者と受注者で協議の上、業務の追加や変更を行う場合がある。

### (1) 利用者像や移動実態の把握

公共交通の利用者像や移動実態等を把握するため、下記の調査および分析を行う。

#### ア 地域公共交通の取組状況の把握

調査および分析にあたっては、下記リンク先の資料を参照し、本市の地域公共交通の取組状況を把握したうえで業務を実施すること。

##### ① 守山市地域公共交通計画

<https://www.city.moriyama.lg.jp/machikankyobousai/1002048/1010274.html>

##### ② 令和7年度守山市地域公共交通活性化協議会

<https://www.city.moriyama.lg.jp/machikankyobousai/1002048/1002050/1013186/index.html>

#### イ 市の概要整理および可視化

本市のエリアごとの人口分布や各種施設の立地状況等を把握するため、下記データおよびその他有効なデータを活用し、GIS上で積層可視化（マップデータの作成）を行う。

##### <参考データ>

令和7年国勢調査データ、国土数値情報 等

#### ウ OD調査

##### (ア) バス

下記の対象路線において、計2日間（平日1日・休日1日）の調査（年齢・性別等のおおよその利用者属性の集計を含む）を実施する。

##### <対象路線（市内を運行する全路線・全便）>

種別	路線（全系統）	本数（往復の合計）	
		平日	土日祝
路線バス	木の浜線（琵琶湖大橋エコバスを含む）	113本	78本
	市民ホール線	27本	12本
	杉江循環線	15本	3本
	服部線	15本	4本
	小浜線	19本	6本
草津・栗東・守山 くるっとバス	大宝循環線	10本	10本 <sup>※1</sup>
	宅屋線	10本	0本 <sup>※2</sup>
合計		209本	113本

※1) 土曜日のみ運行 ※2) 土日祝の運行なし

##### (イ) もーりーカー

令和7年度の委託業務「デマンド乗合交通「もーりーカー」制度改善調査業務」の成果品等の発注者保有データを提供する。

## エ ヒアリング調査

### (ア) バス

上記ウ(ア)の調査を補完するため、運行事業者への聞き取り調査（各社1回程度）を実施する。

### (イ) もーりーカー

令和7年度の委託業務「デマンド乗合交通「もーりーカー」制度改善調査業務」の成果品等の発注者保有データを提供する。

## オ 各種データの可視化および移動実態等の把握

上記ウ・エに基づき、上記イのマップと積層可視化が可能なマップデータを作成し、利用者像や利用時間帯ごとの移動実態を正確に分析する。なお、発注者が独自に調査等を実施した場合、その内容も含むものとする。

## (2) 課題の整理

上記(1)の内容や、「守山市長期ビジョン2035」で示す人口推計、その他発注者が提供するデータを総合的に分析し、本市の公共交通の現状および将来の展望を踏まえた課題を整理する。

## (3) 具体的な施策の提案における方向性の決定

具体的な施策の提案にあたっては、上記(1)(2)の内容および公共交通利用への行動変容の促進の観点を踏まえる中、カバーすべき利用者像、移動実態、時間帯、エリア、利用目的（通勤・通学・通院・買い物等）、運転手の調整、財政負担等の利用者・交通事業者・発注者それぞれの観点を総合的に分析し、各施策の提案における方向性（目的や理由等）を明確に整理すること。

## (4) 交通網の提案

上記(1)～(3)の内容を踏まえ、本市に最適な交通網を提案する。なお、提案にあたっては、下記の業務を基本とし、検討項目ごとの影響（メリット・デメリット）を整理すること。

## ア 交通網シミュレーション

バス路線の最適化<sup>※3</sup>およびそれに対応したもーりーカーの制度見直しを基本とし、新たな導入を含めた各交通モードの組み合わせ、乗り継ぎ（モビリティ・ハブ等）、運転手の配置、運行路線、運行ダイヤ、運賃体系、利用者や交通事業者への影響等を総合的に分析し、複数パターンの交通網シミュレーションを行う。

<sup>※3</sup> 運転手等の資源を幹線（現行の木の浜線を想定）に集約した場合、集約後の幹線および幹線以外のエリアの運行内容に関する検討

## イ 経費（イニシャル・ランニング）の算出

上記アを踏まえ、各パターンの交通網の形成に向けた経費（イニシャル・ランニング）を算出し、合わせて、活用できる国・県の補助金の整理を行う。

#### ウ 実施スキームおよびスケジュールの作成

上記アを踏まえ、各パターンの交通網の形成に向けたスキームおよびそのスケジュールを作成する。なお、作成にあたっては、令和9年度中（令和10年3月まで）の実証運行を想定したものとすること。

### (5) 説明会の資料作成等

上記(1)～(4)を踏まえ、地元説明会等の資料作成や、本市と類似性（人口、面積、地理的要因等）のある他自治体の参考事例の収集等を行う。

### (6) 交通網充実検討部会の運営支援

交通網充実に向けた検討にあたっては、守山市地域公共交通活性化協議会内に運行主体である交通事業者を中心とした部会（委員：7名程度、開催回数：4回程度）を設置し、上記(1)～(5)を踏まえた具体施策の検討を行うため、それにかかる下記の項目について、運営支援を行う。

#### <支援業務>

- ・部会の資料作成・印刷
- ・事務局の支援（部会における詳細説明・事務局説明のフォロー等）
- ・議事録（要旨および文字おこし）の作成
- ・その他、会議等の運営に必要な事項

### (7) 守山市地域公共交通活性化協議会にかかる資料作成等

守山市地域公共交通活性化協議会（開催回数：年4回程度）における配布資料の作成および協議会に出席し、事務局の説明のフォロー等を行う。

### (8) プロジェクトマネジメント

本業務の趣旨・目的を十分に理解し、合理的かつ能率的な工程別の作業実施計画を立案するものとする。また、本業務の遂行に必要な事項について発注者と調整を図り、適切な作業実施計画を作成し、各種管理（スケジュール管理、スコープ管理、課題・タスク管理、コミュニケーション管理）を行う。

## 7 スケジュール

本業務は、下記のスケジュールを基本とし、進捗状況については、受注者が発注者に対し適宜報告を行うこととする。

#### <スケジュール>

令和8年5月下旬頃	契約締結
令和8年6月	OD調査・ヒアリング調査

令和8年7月～8月中旬	現状および課題の整理（各種データの可視化） 利用者像や移動実態の分析
令和8年9月～11月中旬	交通網シミュレーション① 上記に基づく経費・スキーム・スケジュール等の検討①
令和8年12月～令和9年1月	交通網シミュレーション② 上記に基づく経費・スキーム・スケジュール等の検討②
令和9年2月上旬	業務報告書とりまとめ

※協議状況等により、変更が生じる場合がある。

## 8 成果品

- ・業務報告書 1部
- ・その他発注者が必要と認めた資料 一式
- ・上記成果品の電子データ

## 9 打合せ

本業務の打ち合わせは、業務着手時、中間時、成果品納入時、その他必要と認められる時の計5回（うち対面は2回以上）を予定するものとし、打合せ時には原則管理技術者が立ち会うものとする。また、受注者は常に発注者と緊密な連絡をとり、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。なお、打ち合わせ記録簿は必ず作成するものとする。

## 10 そのほか

### (1) 独自提案

本仕様書に定める業務内容のほか、交通網充実検討において効果的な手法がある場合、積極的に提案を行うこととする。

### (2) 国庫補助金の活用

本業務は、国土交通省所管「令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の「「交通空白」解消タイプ」の補助金を活用予定であるため、当該補助金の要件（補助対象経費等の基準）に則り、事業を実施することとする。

### (3) 瑕疵

本業務は、作業完了後、発注者が最終検査を行い、それに合格した時点で完了とするが、完了後に瑕疵が発見された場合、受注者の負担により、速やかに誠意をもって訂正・補足等を行い、納品しなければならない。

### (4) 資料の貸与

本業務の履行のために必要な資料を、発注者は受注者に貸与するが、本業務完了後、受注者は速やかに発注者に返還しなければならない。電子データについてはこの限りではない。

**(5) 機密の保持**

本業務に関して知り得た事実は機密を厳守するものとし、無断で他に漏らし、利用してはならない。

**(6) 疑義**

本仕様書に定めのない事項、または業務遂行の過程において本仕様書の内容もしくは解釈について疑義が生じた場合には、発注者と受注者で協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。